

## 秋田市外旭川地区まちづくり事業アドバイザー業務委託仕様書

1 委託業務の名称 秋田市外旭川地区まちづくり事業アドバイザー業務委託

### 2 業務目的

令和3年度に実施したプロポーザルを経て事業パートナーに決定したイオンタウン株式会社（以下「事業パートナー」という。）の提案を基に、本市が主体となって秋田市外旭川地区まちづくり基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、市側の立場から、金融分野、法務分野、技術分野における助言を行い、今後必要な諸手続に係る資料の作成を支援するなど、行政だけでは実現できない民間事業者の知見やノウハウを活用したまちづくり事業の円滑な推進に向けたアドバイザー業務を行うもの

3 契約履行期間 契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

4 契約履行の場所 秋田市山王一丁目1番1号ほか

### 5 業務内容

基本構想の策定過程において、次の業務を行う。なお、助言を求める基本構想（原案）は令和4年11月上旬に、基本構想（案）は令和5年1月中旬に受託者へ提供する予定である。

(1) 基本構想（原案）および基本構想（案）に対する助言

#### ア 金融分野

- ・民間事業となる範囲の明確化と事業スキームに対する助言
- ・リスクの分析、民間事業者の事業採算性等に対する助言

#### イ 法務分野

- ・事業の実施に当たり必要となる各種契約に対する助言
- ・不動産の売買や賃貸借契約等に対する助言
- ・事業の実施が困難になった場合を想定した対応に対する助言

#### ウ 技術分野

- ・都市計画、土地利用制限、開発行為等に対する助言
- ・施設整備計画、事業スケジュール、想定事業費に対する助言
- ・軟弱地盤対策、周辺交通計画、インフラ整備計画等に対する助言

(2) 令和5年度以降の本市と事業パートナーとの協定締結に対する助言

本市と事業パートナーとが締結した「秋田市外旭川地区におけるまちづくり事業の

推進に関する基本協定」第5条第2項に規定する、本事業の実施に必要な協定（案）に対し、法務分野からの助言等を行う。

## 6 打合せ・協議

対面での打合せは、業務着手時、中間報告時（2回）および成果品納品時の計4回を基本とし、これらに加えオンライン方式での打合せを月1回程度行うものとする。また、打合せ・協議結果については、受託者が打合せ記録簿を作成し、協議内容とその結果を確認できるようにしなければならない。

## 7 業務実施体制等

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、本業務における委託者の意図・目的を十分に理解した上で、適切な人員を配置し、これまでの業務で得られた知見やノウハウを活用することにより、各専門分野における最高の技術を発揮するように努めること。
- (2) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守するとともに、委託者と緊密に連携を取り、本業務を遂行すること。

## 8 成果品

受託者は、本業務が完了した時は、次の成果品を提出し、委託者の検査を受けること。

- (1) 基本構想（案）についての考察・意見 3部
- (2) 打合せ記録簿 一式
- (3) その他、本業務に関連して作成した資料 一式
- (4) 電子データ（DVD-R） 一式

## 9 中間報告

受託者は、次の提出期限までに中間報告を提出すること。

- (1) 基本構想（原案）についての考察・意見（中間報告）
  - ア 提出部数 1部
  - イ 提出期限 令和4年11月30日（水）
- (2) 基本構想（案）についての考察・意見（中間報告）
  - ア 提出部数 1部
  - イ 提出期限 令和5年2月10日（金）

## 10 貸与資料

委託者は、本業務に必要と認められる関係資料等を受託者に貸与する。受託者は、その資料について、あらかじめ委託者の承諾を得ずに第三者にその内容を漏らさないこと。

また、破損、滅失、盗難等の事故がないよう注意して取り扱うものとし、本業務完了後、直ちに返却すること。

## 11 業務計画書

受託者は、契約締結後 7 日以内に次の事項を記載した業務計画書を作成し、委託者の承諾を受けること。

- (1) 業務実施方針
- (2) 業務スケジュール
- (3) 業務実施体制
- (4) 担当技術者経歴書
- (5) その他必要な書類

## 12 秘密保持および個人情報保護に係る遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た秘密や個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後又は契約解除後においても、同様とする。

## 13 その他

- (1) 本仕様書に記載のある業務の実施に必要となる一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、本業務の全部を他の者に再委託してはならない。業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ委託先、委託内容、委託する理由、委託金額を書面で報告し、委託者の承諾を得るものとする。
- (3) 本業務の成果品に係る権利は、本市に帰属するものとし、受託者は本市に無断で他の目的に使用してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。
- (5) 本業務の受託者（再委託又は下請等の者を含む。）は、今後、外旭川地区まちづくり事業に係る事業者の選定（アドバイザー業務およびモニタリング業務受託者の選定を除く。）を実施した場合において、応募又は参加しようとする企業、応募企業グループの一員又は協力企業となることはできない。